

令和 2 年度公益財団法人中央果実協会公募事業
加工専用果実生産支援事業実施要領

1 事業の目的

国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズをとらえた果実加工品試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等を通じて、国産果実の新たな加工需要を創造し、もって加工・業務用果実の需要拡大に資する。

2 事業の内容

次の（１）及び（２）の事業とする。ただし、（１）のみの実施はできない。

- （１）国産果実を原料とした果実加工品について、消費者等の実需者ニーズや学校給食、駅中、コンビニなどの新たな販売場面、販売先、販売方法などを考慮して、既存の果実加工品を改良し、または新たな需要の視点から試作品開発を行い、これに対する消費者の反応などを評価し、国産果実の新たな加工用途の開発を行う。
- （２）当該加工品の原料価格を想定した栽培方法の検討や栽培技術の実証を行い、加工・業務用果実の栽培マニュアル等を作成する。栽培手法の検討に当たっては、新技術の導入、あるいは果実の大きさや外観品質に拘らない低コストな加工・業務用果実の生産を前提とするなどの工夫を行う。

3 事業実施者

本事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、公募の要件に合致する生産出荷団体、地方公共団体、大学、試験研究機関、果実加工業者等とする。

4 補助率、補助額の上限

補助率は定額とする。補助額は、１事業実施者当たり 2,000 千円を上限とする。

5 補助対象経費

- （１）補助対象の経費は、①果実加工品の試作品製作については、検討委員会の開催、試作品製作、試作品成分分析、消費者モニター調査及び報告書の作成、②当該加工品の原料価格を想定した栽培手法等については、検討のための検討会の開催、栽培技術の実証及びマニュアル・報告書の作成に要する経費とする。

ただし、事業実施者が消費税の課税事業者である場合、上記経費にかかる消費税仕入控除税額については、仕入税額として納付税額からの控除の対象となるため、補助の対象としない。
- （２）事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。この場合、委託費の上限は事業費の総額の 2 分の 1 以内とする。

6 事業に係る知的財産権の帰属等

本事業の実施に当たり、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）と事業実施者は、次の事項を理解する。

- （１）本事業によって、開発された加工品についての知的財産権は、事業実施者（受託者）に帰属する。
- （２）中央果実協会は、事業実施者が果実加工品の開発に当たって検討した事項など、事業の実施報告を公表する。
- （３）中央果実協会が果実加工品の需要拡大の啓発・普及等を行うため、事業実施者は中央果実協会の求めに応じて、開発された加工品について提供を行う。
- （４）事業実施者が、試作品を製品として販売する場合は、「毎日くだもの 200 グラム運動ロゴマーク」を添付する。入手方法は中央果実協会のホームページを参照されたい。

7 事業実施者の公募

- （１）上記の事業を実施するため、中央果実協会は公益財団法人中央果実協会事業公募要領（以下「公募要領」という。）及び本実施要領に従い、適切な団体・機関を公募する。
- （２）応募しようとする者は、公募要領等に従い、別紙様式（１）事業計画承認申請書に必要事項を記入し、7 部（うち代表者の印のある書類は 1 部）を中央果実協会に提出する。
- （３）事業実施者の採択に当たっては、公募要領に基づき審査する。この場合、下記事項に留意するものとする。

なお、審査においては、事業実施計画の一部修正等、採択に当たっての条件を付すことがある。

- 1）本事業に係る事業及び経理の執行において、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- 2）改良・開発に当たっての新たな視点（新規性）や改良・開発に伴うリスク性、当該改良・開発による果実加工品の普及への貢献（モデル性）が認められること。
- （４）中央果実協会は、（３）の審査の結果を当該応募者に対し通知する。

8 補助金の交付申請

- （１）審査の結果、採択された場合は、事業実施者は速やかに別紙様式（２）の補助金交付申請書を中央果実協会に提出する。
- （２）中央果実協会は事業実施計画に基づき補助金の交付決定を行い、事業実施者に通知する。

9 事業の実施期間

令和 3 年 2 月 28 日まで

ただし、事業開始日は、補助金交付決定日以降とする。

1 0 事業の実績報告

事業実施者は、別紙様式（３）の実績報告書兼補助金支払請求書により、令和３年３月５日までに中央果実協会に報告する。

1 1 補助金の額の確定及び支払い

- （１）中央果実協会は、前項の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するとともに事業実施者に支払う。
- （２）補助金の確定額は、補助事業に要した実支出額と交付決定額とのいずれか低い額とする。

1 2 その他

- （１）事業実施者は、事業の実施中に変更を生じた場合は、速やかに中央果実協会に通知するものとする。
- （２）変更のうち、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の 30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な変更については、上記 7 の（２）に準じて計画の変更を行う。なお、これら以外の軽微な変更については実績報告をもって代えることができるが、交付決定額は計画変更を申請して承認された場合を除き変更することができない。
- （３）本事業の補助金には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）等が適用される。
- （４）事業実施者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければならない。
- （５）事業実施者は、経理担当者を置き、補助金を区分経理し、適正な管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等財産の取得及び管理など）を行うこととする。
- （６）補助対象経費であっても、領収書等その明細が明らかなでないものについては、補助金を支出しない。

1 3 事業内容についての問合せ先

中央果実協会 小森、今井

電話 03-3586-1381